

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 344 回

新型コロナウイルスが猛威を振るっています。皆様の周りでは不幸にもこのウイルスに罹患された方はみえませんか？十分お気をつけください。

このウイルスが中国武漢で発生したおかげで、いろいろなことが見えてきました。

一つは日本と中国の関わりですね。今まで何十年も、日本は中国から安価な食品・商品・部品を輸入し、販売してきました。またここ数年、中国の訪日客のおかげで消費も拡大し、ホテル業もなりたってきました。ところがこの新型肺炎のために中国からの仕入が滞り、日本における製品製造・売上也ストップしてしまいました。

二つ目は世界的な影響です。中国の製造業の停止により、世界的に経済成長が鈍化し、今年度の成長率は3%以上下がることが予測されています。これは中国のみならずアジア地域全体・そしてヨーロッパ全域に影響を及ぼしています。改めて、中国の影響力の大きさを思い知らされますね。

さて、そこで過去を振り返ってみますと、リーマンショック後の円高に対応するため日本はひたすら中国での物作りに傾斜しました。あのバブル崩壊の時にも、借入金を返すために資産をたたき売り、コストを削減するために将来の日本にとってもっとも重要な研究開発費を削減してしまいました。そのためこの時を境にして、日本は物作り力や情報入手力が落ちました。今こそ、もう一度過去を反省して日本独自の技術力、物作り力を伸ばし、付加価値を上げていかなければなりませんね（これにより賃金も上昇します）。また金融業界も、もう少し長い目で資金を国民に提供し、物作りができるように指導されるかが重要ですね。

今こそ、皆様、生まれ変わって頑張ってください。

前田の《今人生を語る》第 249 回

めざめよ日本人 (171)

政府に詰め寄り、文句を言い、自分もすでに感染しているかもしれないにも関わらず、不要不急の外出を控えるべき時に遊びに出かけてしまう。こんな日本に誰がした、ですね。日本人はいつからこんな風になってしまったのでしょうか。時代とともに変わってしまったのか、それとも元々そういった依頼心を持つのが日本人なのか。しっかり反省しなければなりません。

1. 支払金額の算定

役員退職金は、役員として会社の経営に携わり会社の発展に貢献してくれた対価として退職時に支給するものです。法人税法上の役員は登記上よりも範囲が広く、役員となるかどうかは経営に従事しているかどうかの実態が判断基準となります。

役員に支給した退職金の額のうち、役員の業務従事期間、退職の事情、類似法人等の支給状況等に照らして不相当に高額な部分の金額は損金不算入とされます。ただし、不相当に高額な部分の金額に係る判断の方法やその金額の算定に関する基準等は法令上で明確に規定されておらず、「功績倍率法」を用いることで役員退職金の適正額を算定されることが一般的です。

最終月額報酬 × 勤続年数 × 功績倍率

功績倍率は実務上「3.00」が一つの目安として挙げられていますが、国・裁判所が、同業類似法人の功績倍率平均値として「3.00」以下の数値を採用することもあります。近日、東京地方裁判所では、同業類似法人3社の平均功績倍率として国が抽出した「1.06」が勝訴しています（平成28年（行ウ第588号））

2. 最終月額報酬

最終月額報酬は、役員として受け取る定期同額給与の月額を用います。

会社によっては、事前確定届出給与を活用することによって、役員報酬の総支給額を変更しないまま報酬月額（定期同額給与）を減少させ、社会保険料の支払額の節約や老齢年金の受給額を増加させているケースがあります。しかし通常最終月額報酬は、在職期間中における報酬の最高額を示すものであるとともに、退職の直前に大幅に引き下げられたなどの特段の事情がある場合を除き、その退職役員の在職期間中における法人に対する功績の程度をもっともよく反映しているものと考えられます。

役員退職金を算定するための最終月額報酬は、事前確定届出給与を含まない定期同額給与の額を用いることが合理的とされています。

3. 支払手続

役員に対する退職金は、従業員に対する退職金のように当然にその請求権が会社に対して生じるわけではありません。役員が退職金を請求できるためには、取締役委任契約や、退職慰労金支給規定といった書類によって、会社と役員との間で「退職金を支払う」という約束がされていることが必要となります。これに加えて、役員退職金の場合には、会社法で「役員報酬を定款又は株主総会決議によって決めなければならない」と定められていることから、役員が実際に退職金を請求できるためには、定款で退職金の金額が定められていない場合は、株主総会の決議を取得する必要があります。

4. 支払時期

実際に法人が役員退職金を支払った場合、適正な額のものには損金の額に算入することができますが、その損金参入時期は原則として、株主総会の決議等によって退職金の額が具体的に確定した日の属する事業年度です（役員が退職した事業年度とは限りません）。ただし、法人が退職金を実際に支払った事業年度において、損金経理をした場合は、その支払った事業年度において損金の額に算入することも認められます。退職金の具体的な額が決まる前の事業年度に未払計上しても損金算入は認められません

資金繰りの関係で一括して支給できない場合は、一括支給できない点に関して合理的な理由があることを株主総会で説明し、支給時期や支給金額を明らかにした議事録を作成しておくことが大切です。